

# 議会運営委員会会議録

(令和5年4月26日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年4月26日(水)  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

議員	少林法子
----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
局長補佐	藤本吉信		

説明のため出席した者

(総務課)

課長	立花慶司
----	------

(企画財政課)

課長	清水雅人
----	------

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 議案の概要説明とその取扱いについて
- (3) 追加議案の取扱いについて
- (4) その他

開会	10時00分
----	--------

閉会	10時25分
----	--------

○鷹野副委員長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。まず、委員長、挨拶をお願いいたします。

○山下委員長 おはようございます。議会運営委員会の招集をしましたところ、全員の出席をいただき、ありがとうございます。今日は、5月1日に行われる初議会、臨時会の協議です。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、早速協議に入りたいと思います。

まず、議事日程について、会議録署名議員、3番、池田議員、4番、吉田議員です。

会期の日程、5月1日、1日間ですが、これでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 では、そうさせていただきます。

続いて、議案の概要説明とその取扱いについて、理事者提案に係るもの5案、承認3案、条例の改正1案、補正予算1案です。理事者提案に係る議案について、最初に総務課長から、承認議案、条例改正の議案について説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。それでは、補正予算を除き、議案のそれぞれのポイントのみ、簡潔に説明させていただきます。

初めに、承認第3号、専決処分第3号の承認を求めることについて（愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）について御説明します。今回の改正点といたしましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、令和5年4月1日から施行されることから、条例の改正が必要となったもので、課税免除となる対象施設等の設置期間を、令和5年3月31日から令和7年3月31日まで2年間延長するものであります。

次に、承認第4号、専決処分第4号の承認を求めることについて（愛南町税条例の一部を改正する条例）について御説明します。今回の主な改正点は、個人町民税関係といたしまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収方法等について改正するものであります。また、軽自動車税関係といたしまして、軽自動車税環境性能割に係る臨時的軽減措置の規定の削除や、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の延長等の改正であります。

次に、承認第5号、専決処分第5号の承認を求めることについて（愛南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明します。今回の改正点といたしましては、国民健康保険税に係る課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げる改正、及び、軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずるべき金額について、5割軽減については「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減については「52万円」から「53万5,000円」に、それぞれ改めるものであります。

当日は、3件とも山本税務課長が提案説明を行います。承認第4号及び承認第5号は、一括にて提案説明をいたします。

最後に、第35号議案、愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

について御説明します。改正の内容は、先般の議員全員協議会で説明をさせていただきましたが、地方公務員法において、職員の失職に関する特例を条例で定めることができるとされていることから、情状酌量の余地がある場合に限り、職員を失職させないことができる例外規定を定めるものであります。当日は、私が提案説明をいたします。

以上で私からの説明を終わります。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

石川委員。

○石川委員 まず最初の、この地域経済牽引事業、これ、2年間伸ばすということでしょうけど、伸ばす理由は何かあるんですか。

○山下委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えいたします。先ほど御説明で若干触れさせていただきましたが、関係する法律の省令の一部改正がなされたことに伴いまして期間を延長するものであります。

以上です。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 これ、経済牽引事業いうたら具体的にはどういう事業になるんですか。

○山下委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 この事業の内容なんですが、地域の特性を生かして高い付加価値を創出して、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような、地域経済を牽引する事業を実施する事業者が、県と市町が共同で作成した基本計画というのがあるんですけれども、それに基づいて事業者のほうで計画を策定し、県のほうに届出をして、認められたものが固定資産税の減額等の対象となるというような事業内容であります。

以上です。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 具体的に分かりますか。そういう、どういう事業が。基本的に省令が変わったということで、理解はするんですけど、固定資産税払っている方からすれば、その辺りはっきりと、こういう事業であれば仕方ないねと言っていただけのものなのかどうなのかということで、具体的にこういう事業が該当しますということが分かれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○山下委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えいたします。愛南町と愛媛県が共同で策定している計画の内容につきましては、食品加工関連産業、機械器具関連産業、生活関連産業という業種に絞った形で計画策定をしております。ただ、全ての事業者がそれに関連する事業を行っているからといって認められるものではございません。地域経済を牽引する、まあいうたら、今ある資源を最大限活用して、経済的な波及効果が大きく及ぶような事業を行うための設備投資でありますとか、そういったところに対しまして認められる内容となっております。過去、愛南町におきまして、認められた事業者は1件あったと記憶しております。

以上です。

○山下委員長 ほかに質疑はありませんか。

はい、金繁委員。

○金繁委員 サマープレミアム商品券事業なんですけど、あ、まだそっちいってないですね、すいません。

○山下委員長 ほかに質疑ありませんか。

石川委員。

○石川委員 第4号なんですけど、森林環境税は具体的に、1人当たり、世帯にか、1人当たりやったと思うんですけど、多分1,000円前後だったという記憶があるんですが、徴収の額について、今決定しているようであれば教えていただきたいんですが。

○山下委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。森林環境税、1人当たり年額1,000円というところで私のほうは記憶がございます。

以上です。

○山下委員長 ほかに質疑ありませんか。ないようですので、次に、企画財政課長から補正予算関係の議案についての説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 それでは、第34号議案、令和5年度愛南町一般会計補正予算（第2号）について、5月補正予算概要説明書により説明いたしますので、3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億7,561万9,000円を追加し、総額を157億7,821万3,000円とするもので、国の予備費により措置された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業を計上しています。

内容につきましては、先般の議員全員協議会で各担当課が説明をいたしました。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び地域経済活性化2023サマープレミアム商品券事業に係る必要経費でありまして、その財源につきましては、国庫補助金と財政調整基金繰入金となっております。当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。質疑ありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 また国からの臨時の交付金ということなんですけど、これ、前回出していただいたその、いくら国から来てこういうふうに使いましたというのを出していただいたんですけど、これまた新たに交付金が出て、出して、そういう明細を出していただけるんでしょうか。

○山下委員長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 昨年度と同様に、出したいとは思いますが、ただ今回は、この交付金の使途が、昨年度のように複雑ではございませんので、若干、資料的には簡素なものになると思います。事業的には2件の事業になっておりますので、その周知はしたいと考えております。

以上です。

○山下委員長 よろしいですか。

金繁委員。

○金繁委員 それとプレミアム事業で、一応その国からの交付金としては、今の段階ではこれだ

けですけれども、また後で補填というか、される予定ですよというような説明があったかと思うんですけど、その予定というのは、いつ頃どのぐらいの額がくるか分かりますか。

○山下委員長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 おそらく、議員全員協議会のほうで説明した、後からくるというのは、低所得者に対する給付金のほうでございまして、それについてはもう既に国から、足りない分は補填しますという通知が担当課のほうには来ているみたいです。ただ、時期的なことは分かりません。

それと、サマープレミアムのほうは、今後、ひよっとすれば昨年度のように追加措置はあるかもしれませんが、今のところそのような通知は来ておりません。

以上です。

○山下委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、次に移ります。

議会提案に関するものが2案で、常任委員会委員の選任について、事務局長の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 常任委員会の委員の選任について説明をさせていただきます。常任委員会の任期は、委員会条例第3条の規定により、令和3年4月30日から令和5年4月29日までで任期満了となりますが、ただし、後任委員が選任されるまで在任することになります。選任に当たっては、申合せ事項によりまして、参考のために希望調査を行います。選任は新正副議長に一任し、議長が会議に諮って指名することになります。

なお、正副委員長は、同条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することとなります。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。質疑ありませんか。

ないようですので、続いて、議会運営委員会委員の選任について、事務局長の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 御説明いたします。議会運営委員の任期も常任委員と同様であり、委員会条例第8条及び第9条第2項及び申合せ事項により、各常任委員会から委員長と2名の委員を選任し、議長が会議に諮って指名することとなります。正副委員長は、委員会において互選をいたします。

以上です。

○山下委員長 説明が終わりました。質疑ありませんか。

ないようですので、次に、議案の審議方法、一括提案、日程第4、承認第4号、専決処分第4号の承認を求めることについて（愛南町税条例の一部を改正する条例）と、日程第5、承認第5号、専決処分第5号の承認を求めることについて（愛南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、関連性があるため一括提案とし、質疑、討論、採決は別々に行うということによろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○山下委員長 続いて、委員会付託、4月19日の開催での、全協での意見調整がありました。  
そこで委員会付託については該当なしということでしたので、意見がありませんでしたので、  
該当なしということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、追加議案の取扱いについて、予想される追加議案、議会分です。

追加日程第1、議長辞職の件について、追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙について、  
追加日程第3、副議長辞職の件について、追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙について、  
追加日程第5、議会活性化特別委員会委員の辞任の件について、追加日程第6、議会活  
性化特別委員会委員の選任について、追加日程第7、選挙第3号、宇和島地区広域事務組合  
議会議員の選挙について、追加日程第8、選挙第4号、津島水道企業団議会議員の選挙につ  
いて、追加日程第9、選挙第5号、篠山小中学校組合議会議員の選挙について。

続きまして、予想される追加議案、理事者分です。追加日程第10、同意第2号、監査委  
員の選任について。

事務局長より説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。議会日程の追加案のほうを御覧ください。

追加日程第1、議長辞職の件から、追加日程第4、副議長の選挙についてまでの4案件を、  
日程第7、第35号議案、条例の一部改正の終了後、順次追加をする予定です。

追加日程第5、議会活性化特別委員会委員の辞任の件についてから、追加日程第10、愛  
南町監査委員の選任についてまでの6案件を、日程第9、議会運営委員会委員の選任につ  
いての終了後に、暫時休憩を挟みながら、追加日程として議会に付する予定です。

ただし、これは想定される日程を最大限追加した場合であって、進行の具合によっては追  
加をしなくてもよい場合があります。追加しなくてもよい場合については、あらかじめ説明  
させていただきます。まず、追加日程第3、副議長の辞職の件についてですが、副議長が仮  
に議長に選任された場合には、自動的に副議長が欠けるので、案件として追加する必要がな  
くなります。あと、追加日程第5と第6の議会活性化特別委員会委員の辞任と選任の件につ  
きましても、議会活性化特別委員会から議長が選任されなかった場合は必要なくなるので、  
追加をする必要がございません。

続きまして、ここからは、追加日程第1、議長辞職の件から議事の流れを大まかに説明さ  
せていただきます。

追加日程第1の議長辞職の件につきましては、まず議長を除斥しまして、簡易表決をする  
こととなります。

続いて、議長選挙を追加日程第2として追加して、暫時休憩をいたします。なお、議場  
では、選挙の宣告後は何人も発言を求めることができないことから、選挙の前の本会議の休憩  
中に所信表明会を議場で開催いたします。議会基本条例第5条に定める所信表明会は、議長  
及び副議長の職を志願する議員から申出があった場合に開催いたします。所信表明実施要綱  
によりまして、所信表明に対する質疑及び応援演説はできません。休憩中ですが、議会中継  
に関する確認事項により、その様子は愛媛ケーブルテレビで中継されます。選挙に当たっ  
ては、地方自治法に立候補の準用規定がないことから、所信表明をしないことで当選が無効に

なることはありません。

続いて、追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙については、立会人を議席番号1から順に2人選び、議長選の場合は、1番、尾崎議員、2番、嘉喜山議員にお願いすることとなります。副議長選挙につきましては、3番、池田議員、4番、吉田議員を指名する予定です。

選挙の宣告以後は、議場は閉鎖され、各議員は単記無記名で議員のフルネームを書いて順次投票し、立会人2名の下で開票、最高得票者が有効投票数の4分の1以上のとき、当選することとなります。同数の場合はくじで決定になります。議員に同姓はいませんが、同名がおります。投票用紙にはその名前のみ記載された票は案分が準用されないので無効となります。投票用紙には1人の氏名をはっきり書いて投票していただきます。

続いて、追加日程第3と4の副議長の辞職と選挙については、追加日程第1、第2で説明したとおりです。同じような流れとなります。

追加日程第5、議会活性化特別委員会委員の辞任の件については、特別委員会の委員から議長が選任された場合、改めての指名が必要となることから、委員の辞任と選任の追加日程を行います。

正副委員長が議長となった場合は、委員会条例第13条の規定により、先に委員会を開催して、委員会において正副委員長の辞任の許可を得ます。その後、追加日程第5で委員の辞任は議会で許可となります。追加日程第6、議会活性化特別委員会委員の選任を1名行い、再び委員会を開催して正副委員長の互選を行います。正副委員長以外の委員が議長となった場合は、委員会での正副委員長の辞任と互選はありません。

追加日程7から追加日程9までは全て申合せのとおりです。

追加日程第7、選挙第3号、宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙については、正副議長、及び産業厚生常任委員会から委員長と1名を選任して、本会議で議長が指名推選することとなります。

追加日程第8、選挙第4号、津島水道企業団議会議員の選挙については、議長を指名推選いたします。

追加日程第9、選挙第5号、篠山小中学校組合議会議員の選挙については、議長、及び総務文教常任委員会の正副委員長を指名推選といたします。

追加日程第10、監査委員の選任につきましては、臨時会休憩中に開催される議員全員協議会で町長から説明がある予定です。

以上です。

○山下委員長 説明が終わりました。何か質疑ありませんか。

那須委員。

○那須委員 確認なんですけど、活性化特別委員会、特別委員会は目的を達するまではそのまま続けられると私は思っていたんですけども、辞任というのはどういうことなんでしょうか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 特別委員会の関係なんですけれども、これは先ほど言ったように、この中から議長が選任された場合ということになります。

(発言する者あり)

○本多事務局長 議長は一応、特別委員会の委員にはならないという原則がありますので、それ

によって、もし仮に議長が特別委員会から出た場合は、辞任と選任が必要になるということです。

以上です。

○山下委員長 よろしいですか。議長、議長の場合ですね、議長が出た場合。ほかの委員の方は関係ありません。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、あ、いいですか。ないようですので、その他。初議会の説明員の出席は、理事者及び提出議案に係る課長のみでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 はい、そうさせていただきます。

退場については、日程第6、第34号議案終了後に課長4名が退場します。日程第7、第35号議案終了後に説明員全員退場するというのでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、再入場については、同意第2号、監査員の選任についての前に、理事者、総務課長と企画財政課長が入場するというのでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、服装については、上着を着用しなくてよい、ネクタイは自由という申合せのとおりでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、新型コロナウイルス対策については、5類引下げが5月8日であることから、5月1日の臨時会は今までと同様にしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、前立てが設置してある演台のみマスクを外して発言可とする、傍聴席については、距離を空けて22席とし、超える場合は議場前にテレビを設置する、休憩時には、換気と消毒作業を行うということで、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 ほかに、その他、何かございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○山下委員長 そしたら、最後に委員長として一言。これ2年間でありましたが、本当にあっという間に過ぎました。至らぬ委員長の下、皆さんには御協力をいただき、どうにか無事終わることができました。ありがとうございました。

まあ、最後に一言、私の好きな言葉で、和をもって尊しとなす。これからもこのスタンスで、議会活動、議員活動をしていってほしいと思います。本当にお疲れさんでした。

委員長